|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 | 令和５年度　実施状況 |
| （１）早期療育を受ける　①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実 | |  |
| 〇乳幼児健康診査等の実施（地域保健課）  　新生児スクリーニング検査や市町村における健診において聴覚障がい・視覚障がい・発達障がいを早期発見し、適切な相談支援や療育機関等の関係機関との連携による支援を行っていきます。  　市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の評価に関する研修及び保健所による市町村支援に活用します。  　乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について、保健師等研修を実施します。 |  | 〇乳幼児健康診査の従事者が、疾病や障害の早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児を持つ保護者の支援、発達障がい、聴覚障がい、視覚障がい等の早期発見や支援について、保健師等母子研修を実施しました。  ・研修参加者：令和5年度　408名（web開催）  〇市町村における乳幼児健康診査等母子保健事業について、母子保健関係業務報告を取りまとめ、市町村乳幼児健診の実施状況の共有や評価に関する研修を行い、保健所による市町村支援に活用しました。 |
| 〇先天性代謝異常等検査の実施（地域保健課）  　先天性代謝異常等について、早期発見し、適正な治療を行えるよう、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査を実施していきます。 |  | ○フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下症を早期発見し、早期に治療が行えるよう、新生児について血液によるマス・スクリーニング検査を実施しました。  〇また、令和6年度3月からは、上記疾患に加え、脊髄性筋萎縮症及び重症複合免疫不全症の2疾患の検査も実施しました。  ・検査延べ件数：　119,437件（令和5年度） |
| 〇要支援児童の早期発見と支援の充実（家庭支援課）  　市町村の後方支援や専門的診断・指導という都道府県の役割を踏まえ、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例を活用した、子ども家庭センターの指導・助言等の必要な場合の対応や市町村への助言指導を行います。  　また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において支援を必要とする児童について、引き続き市町村と連携します。 |  | 〇都道府県の役割が市町村の後方支援や専門的診断・指導に特化されており、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例の中で、子ども家庭センターの指導・助言が必要な場合の対応や市町村への助言指導を実施しました。また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童について市町村と連携しました。 |
| 〇保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課）  　保健所を拠点として、訪問指導や専門職相談、交流会を実施するとともに、関係機関連絡会議等を開催し、医療的ケア児等への支援や地域関係機関の連携強化に向けて取り組んでいきます。 |  | ○保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施しました。  〇また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのケース検討会議等の開催や関係機関からの相談に対応し、地域での在宅療養支援体制の整備を図りました。  【慢性疾患児支援状況】  ・訪問（延件数）　令和3年度963件、令和4年度1,266件、令和5年度 1,532件  ・面接（延件数）　令和3年度 756件、令和4年度 887件、令和5年度　958件  ・専門相談・療育相談（延件数）　令和3年度131件、令和4年度118件、令和5年度117件  【身体障がい児支援状況】※医療的ケア児への支援を含む  ・訪問（延件数）　令和3年度 866件、令和4年度1,081件、令和5年度 1,555件  ・面接（延件数）　令和3年度280件、令和4年度368件、令和5年度　417件  ・専門相談・療育相談（延件数）　令和3年度42件、令和4年度 15件、令和5年度50件  ※医療的ケア児の支援状況（実人数）　令和3年度376人、令和4年度392人、令和5年度　426人  【学習会・交流会等】  令和3年度4回延39人、令和4年度8回延198人、令和5年度18回延303人  【小児在宅生活支援地域連携シート《府基本版》の活用】  令和3年度104件、令和4年度79件、令和5年度52件 |
| （１）早期療育を受ける　②療育支援の充実 | |  |
| ○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実（家庭支援課、地域生活支援課）  　大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。  また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、引き続き市町村に対して働きかけます。 | 目標値（令和５年度）  障がい児相談支援実施市町村数43（すべての市町村） | ○子ども家庭センターにおける相談対応  　　家庭等からの相談に応じ、必要な指導と児童福祉施設への措置等を実施しました。  　　（子ども家庭センターの障がい児及び乳幼児関係会議　参加回数：71回）  〇障がい児相談支援実施市町村数　43 |
| ○障がい児関係機関ネットワークの充実強化（家庭支援課、地域生活支援課）  　保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対し、引き続き大阪府から情報提供や相談対応を行い、障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。 | 目標値（令和５年度）  障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数  41（指定都市を除くすべての市町村） | 〇障がい児関連施策地域連絡協議会について、アンケートなどにより状況確認を行うとともに、市町村の施策推進に係る個別相談に対して随時情報提供を行った。  ・障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数：37（令和5年度実績） |
| ○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実（地域生活支援課）  　障がい児入所施設が担う「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。  　また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。 |  | 〇障がい福祉施設機能強化推進事業の実施  障がい児施設が新たな課題に対応するため、原則、国が定める職員配置基準以外の職種の職員の配置に要する経費や施設入所児（者）の処遇の向上を図るために必要な経費について、府単独で補助した。  ・令和5年度補助額：171,737千円（サービス向上支援事業費：1施設、特別介護加算事業：8法人、9施設） |
| ○障がい児通所支援事業の充実（地域生活支援課）  　障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めるとともに、市町村と連携し保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。  　さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所等訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。 | 目標値（令和５年度）  児童発達支援センター設置市町村数：43  保育所等訪問支援実施市町村数：43 | 〇児童発達支援事業所（医療型を含む）  ・実施の事業所数　1,958　・実施市町村　41  〇放課後等デイサービス事業所数  ・実施の事業所数　2,186　・実施市町村数　41  〇保育所等訪問支援実施事業所数（共同利用を含む延べ数）  ・実施の事業所数　243　・実施市町村数　42  〇児童発達支援センター数（医療型を含む）（共同利用を含む延べ数）  ・実施の事業所数　66　・実施市町村数　37 |
| ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（地域生活支援課）  重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。 | 目標値（令和５年度）  主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：43  主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：43 | ■主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数  ・実施の事業所数　148  ・実施市町村数　39  ■主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数  ・実施の事業所数　165  ・実施市町村数　39 |
| ○障がい児等療育支援事業の実施（地域生活支援課）  　在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。 |  | ○令和5年度委託実施機関　2箇所  ・障がい児等支援：①全体研修　1回　②専門研修　3回　③交流（研修）会　3回　④療育相談等　34件  ・重症心身障がい児支援：①全体研修　2回　②事例検討会　2回　③専門相談会　2回　④療育相談等　60件  ・難聴児支援：①療育相談等　90件 |
| 〇聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等の充実（自立支援課）  　聴覚障がい・視覚障がい乳幼児の療育指導等について、速やかに府立福祉情報コミュニケーションセンターや療育機関等につなぐとともに、関係機関と連携した切れ目ない支援を行います。 |  | 〇聴覚に障がいのある子どもの相談支援等  ・相談支援（つなぎ：90件）  ・相談支援ネットワーク会議　4回  　　※市町村担当者向け説明会　1回  〇視覚障がい幼児を療育している家庭に対し、次の事業を実施。  ・電話や来館による育児の指導・相談などの助言指導を行いました。  ・視覚障がい乳幼児に対し、通所による基本的な生活習慣の確立など、自立に向けて適切な療育支援を行いました。 |
| （１）早期療育を受ける　③発達障がいのある幼児児童に対する支援 | |  |
| ○発達障がいの早期発見の取組み（地域生活支援課）  乳幼児健診や保育所・幼稚園等巡回支援の充実に取り組む市町村を支援します。  また、市町村の取組みと合わせて保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる気づき支援人材の育成に努めていきます。  各ライフステージにおいても、できるだけ早期の気づきから支援につながるよう、支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解を促すとともに、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。 |  | ○大阪府新子育て支援交付金で「市町村保育所・幼稚園等巡回支援事業」を優先配分枠メニューとして、市町村の取組を支援しています。  ○大阪府発達障がい児支援のための保育士・幼稚園教諭研修を開催し、発達障がいの特性理解と具体的な支援方法についての学びを通じて、保育所・幼稚園・認定こども園等における早期の発達支援に関わる人材を育成しました。  ○発達障がいに対する理解促進の取組として、「学校の中の発達障がい　～学童期・思春期の支援の課題～」をテーマにオンラインセミナーを開催するなど啓発活動を実施しました。 |
| ○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（地域生活支援課）  　発達障がい児者の初診の待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を図ります。  　拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施することを検討します。  　各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図ります。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取組みを推進します。 | 目標値（令和５年度）  登録医療機関での初診待機期間の短縮を図る | 〇医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約6から7週間ほどとほぼ横ばい状態で推移しており、特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られたため、初診待機期間の短縮をめざし、以下の取組を推進しました。  ○大阪母子医療センター及び大阪精神医療センターに委託して小児科医師や精神科医師について、発達障がいの診断ができる専門医師を養成するとともに、地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施しました。  ○二次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定。医療機関ネットワーク登録医療機関に対して研修会や症例検討会などの診療支援を行い、医療機関間の連携や診断機能の向上を図りました。（豊能：大阪大学医学部附属病院、三島：大阪医科薬科大学病院、北河内：大阪精神医療センター、中河内：八尾市立病院、南河内：近畿大学病院、泉州：大阪母子医療センター）  ○大阪母子医療センターに委託して、市町村との連携により診療に必要な情報を収集整理し、受診先の分散化と初診に要する時間の短縮を図るモデル事業を実施しました。 |
| 〇医療的ケア児や発達障がい児に対する相談援助の実施（地域保健課、地域生活支援課）  乳幼児健康診査の従事者が、疾患や障がいの早期発見の視点を持てるように、乳幼児期の発達・低出生体重児の理解・発達障がい児の理解について保健師等研修を実施します。 |  | ○府保健所・市町村保健師等に対し、早期発見・保護者支援についての専門的技術習得のための研修を実施しました（Ｗｅｂ開催）。  令和5年度　延べ338人 |
| ○発達支援体制の充実（地域生活支援課）  発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組みを引き続き支援します。  　各圏域内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービスに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図ります。  　高年齢の子ども（概ね９歳以上）は、各ライフステージにより異なる課題が存在し、支援が難しいケースが出てくるため、発達支援拠点において、支援ノウハウの蓄積を図り、支援内容を充実していきます。 | 目標値（令和５年度）  発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数  43（全ての市町村） | 〇大阪府発達支援拠点が実施する個別専門療育をもとに培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等を活用し、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への訪問及び実施事業所への来訪、見学・実習受け入れ等により、発達障がい児の療育や家族支援等に関する助言等を行いました。また、事業所間の情報共有・情報交換の場として、事業所連絡会を開催するなどの機関支援を実施しました。  〇新子育て支援交付金の優先配分枠メニューを活用し、個別療育に取り組む市町村を支援しました。  　・発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数：36（令和5年度実績） |
| ○発達障がい児の家族支援の充実（地域生活支援課）  　ペアレント・メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進めます。併せて、メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図ります。  　ペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムは、市町村におけるスキルの共有等を図るため、担当者間の情報交換の機会等を提供し、市町村を支援します。 | 目標値（令和５年度）  家族支援を実施する市町村数  43（全ての市町村）  市町村での保護者支援プログラムの受講機会の確保 | ○ペアレント・メンターの活動については、大阪府発達障がい者支援センターに委託して、平成26年度から養成研修を行い令和5年度末でメンター登録者数は69名になるなど普及を進めてきました。また、同センターに配置するコーディネーターがメンターを活用する市町村とのマッチングを行い、平成27年度から令和5年度までで160件派遣しました。  〇大阪府の養成研修を受けてペアレント・トレーニングやペアレント・プログラムを実施している市町村を対象に、フォローアップのための情報交換会や学習会・交流会を実施しました。  　・家族支援を実施している市町村数：37（令和5年度実績） |
| ○発達障がいをはじめとする障がいのある人のライフステージを通じた一貫した支援のための取組み（地域生活支援課）  　先進的な事例等を参考に、次の視点をもって、サポートファイルを円滑に運用するよう市町村に働きかけていきます。  　・サポートファイルを使うことに意識を置いた住民への普及・啓発  　・サポートファイル運用担当者の人事異動等があっても継続して運用できる組織体制の構築・維持  　・親亡き後のことも念頭にサポートファイルを活用した地域での支援 | 目標値（令和５年度）  引継ぎの支援に役立つサポートファイルを導入する市町村の増加を図る（令和２年度時点：29市町村） | ・サポートファイルを導入していない市町村を訪問し、他市の取組みや令和元年度に作成した「発達障がいのある方等の支援の引継のためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を説明して、導入を図るように働きかけました。サポートファイル導入市町村数：28（令和5年度実績） |
| （２）教育を受ける　①幼児教育の充実 | |  |
| 〇障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課）  私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。 |  | ○私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児への特別な配慮を行っている私立幼稚園等に対し、補助金を交付しました。 |
| 〇障がいのある幼児の指導（子育て支援課、支援教育課、小中学校課、私学課）  幼稚園、保育所、認定こども園等において、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施等により、障がい児や保護者への理解をさらに深め、保幼こ小連携を一層進めつつ、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう取り組みます。 |  | 〇令和5年9月30日～令和5年12月31日までの期間で「保育所等障がい児保育担当保育士等研修」を動画配信形式で行いました。（視聴回数517回）  ○障がいの種別や個々の状況に応じて、適切な指導・支援を行うよう、幼稚園教育担当者・担当指導主事連絡  会を通じて、市町村教育委員会に働きかけました。  ○早期からの適切な支援と一貫した支援のための保幼こ小連携の必要性を幼稚園教育担当者・担当指導主事  連絡会を通じて、市町村教育委員会に働きかけました。  ○「幼児教育推進指針」の改訂を行い（平成31年度）、「障がいのある子どもに対するきめ細やかな対応の推  進」についての項目を追記しました。  ○幼児教育人権研修で、障がい理解に関する分科会を実施しました。  ○「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点をまとめた資料を私立幼稚園等へ配付するとともに、私立幼稚園等からの質問に回答するなど、理解を深める取組みを行いました。 |
| 〇幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課）  　幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。  　また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園10年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。 |  | 〇令和5年9月30日～令和5年12月31日までの期間で「保育所等障がい児保育担当保育士等研修」を動画配信形式で行いました。（視聴回数517回）  ○幼稚園新規採用教員研修において、「支援教育」「人権」についての研修を実施しました。  ○幼稚園10年経験者研修において、「支援教育・人権教育の観点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。  ○幼児教育アドバイザー育成研修において、「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。  ○幼児教育人権研修において、障がい理解についての講義、実践発表等を行いました。  ○「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点をまとめた資料を私立幼稚園等へ配付するとともに、私立幼稚園等からの質問に回答するなど、理解を深める取組みを行いました。 |
| （２）教育を受ける　②小・中学校教育の充実 | |  |
| ○就学前健診の実施（保健体育課）  就学時の健康診断は、市町村の教育委員会が就学事務の一環として、就学予定者の心身の状況を把握し、保健上必要な勧告、助言を行うとともに適切な就学を図るために実施しています。  市町村教育委員会に対して、国の動向や国から発出された文書等について周知するとともに、障がいのある子どもの就学指導にあたって本人や保護者の意向を尊重して適切に対応するよう、指導助言を行います。 |  | ○令和5年6月28日に開催された学校保健・学校安全・食に関する指導・学校体育担当指導主事等連絡会において、国の動向や変更点等を周知するとともに、就学時の健康診断の実施については、障がいのある子どもの就学指導にあたって診断結果のみにとらわれることなく、本人や保護者の意向を尊重して進路指導を行うよう、市町村教育委員会に対して指導助言を行いました。 |
| 〇就学相談・支援の充実（支援教育課）  義務教育段階においては、本人・保護者の意向を最大限に尊重し、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズを丁寧に把握し、就学先を決定するよう、市町村教育委員会の担当者に対する協議会等を開催し、適切な指導助言を行います。 |  | ○一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、毎年、新たに支援教育担当となった市町村教育委員会指導主事を対象に、就学相談をテーマにした「新任指導主事研究協議会」を開催。本人や保護者の意向を十分に尊重した就学相談が行えるよう指導助言を行いました。  「新任指導主事研究協議会」参加対象人数　令和5年度：30名 |
| 〇福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課）  地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。 |  | ○地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に「医療的ケア連絡会」を実施し、各市町村における取組みの好事例の発信や医療的ケア実施体制の構築に向けた協議や情報共有を行いました。  ○学校看護師の安定的確保や教育環境の充実に資するため、「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しました。  大阪府看護協会と連携し、学校看護師を対象とした医療講習会や、学校看護師の魅力の普及や啓発のため、教職員・求職中の看護師等を対象に実践報告会を開催しました。  医療講習会　参加者数　令和5年度：88名  実践報告会　参加者数　令和5年度オンデマンド配信（箕面市教育委員会や箕面市立中小学校の取組みについて発信）  ○小中学校における安全・安心な医療的ケア実施体制構築を促進するため、大阪小児科医会と連携し、市町村の要請に基づいて医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を派遣する「市町村医療的ケア実施体制構築に係る専門家派遣」を実施しました。  派遣回数　令和5年度：7市7校  ○医療的ケアが必要な児童生徒の転入学に伴う施設整備や指導充実のための外部人材の活用、医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村教育委員会に対して、その経費の一部を補助しました。  令和5年度補助事業活用市町村　実施体制整備：2市、外部人材活用：27市町　市町村通学支援：16市町  ○令和2年9月から府立学校医療的ケア通学支援事業を本格実施し、令和5年度は、府立学校において、116人が本事業を利用し、利用者数は令和4年度に比して、24人増加しました。 |
| 〇通常の学級の充実（小中学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう努めます。 | 目標値  全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進するため、障がい理解教育を実施 | ○府内（政令市を除く）小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に全学年・全学級100％でした。（「令和5年度障がい理解教育実施状況調査」）。  ○冊子「精神障がいについての理解を深めるために」、「福祉教育指導資料～ぬくもり～」及び「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」について、授業や校内研修等での一層の活用を促しました。  ○障がい等のある幼児・児童・生徒を含むすべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり・集団づくりに関する実践研究の成果をとりまとめた「～すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり～」を、人権教育主管部課長会や小・中・高等学校等障がい理解教育研修会において普及を図りました。 |
| 〇通級指導教室の充実（支援教育課、高等学校課）  　発達障がい等の児童生徒に通級指導を行う際には、意義及び役割を踏まえた支援が行えるよう、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めるとともに、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行うほか、市町村と連携して小・中学校の通級指導教室の設置促進を図ります。 | ≪参考≫  <令和２年度>  小学校233教室（政令市44教室外数）  中学校　79教室（政令市　８教室外数） | ○通級指導担当教員配置数の推移  （令和5年度）  小学校478名（政令市81名外数）  中学校208名（政令市31名外数）  ○通級による指導担当教員研修において、「通級指導教室の現状と課題」「通級指導教室における指導の実際」「発達障がいのある子どもの理解と支援のあり方」をテーマに講義・演習を行うとともに、指導事例に基づく実践交流を実施しました。  ○高等学校における支援教育コーディネーター研修において、「支援教育の現状と課題」「支援教育コーディネータ―の役割」「障がいに応じた指導・支援の実際－高等学校における通級による指導事例－」「生徒理解の方法」「発達障がいのある子どもの理解と支援のあり方」をテーマに講義・演習を行うとともに、指導事例に基づく実践交流を実施しました。 |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  令和元年度実績（令和元年７月５日実施）  小中学校105名、高校16名、市町村教育委員会９名  計130名参加 | ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。  ・令和5年度実績（令和5年12月19日～令和6年１月26日オンデマンド開催）  「こころの健康について考えよう」  　　小学校285名、中学校149名、高校53名、支援学校32名、市町村教育委員会指導主事48名　計567名参加  ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指  導主事を対象に、「小・中学校人権教育研修」を、府立学校教職員を対象に「府立学校人権教育研修」をそれぞれ実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立学校からの実践発表を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。  ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。  ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題－子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－」を実施し、障がい理解に関する内容や指導・支援の在り方に関する内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ」教育についての研修を実施しました。  ○府立学校及び市町村立学校等を対象に「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催しました。 |
| 〇公立小中学校の教育環境の整備（施設財務課)  　障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校のバリアフリー対策を推進するとともに、障がいの状態や特性等を踏まえつつ、適切な指導や必要な支援を可能とする学校環境の整備を市町村に対し働きかけます。 |  | ○障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めました。  【令和5年4月1日時点での実績　設置状況(実施主体：市町村)】  　・障がい者用トイレ：（小学校）　961校中　949校　（中学校）　446校中　443校  （義務教育学校）　10校中　10校  　・エレベーター　 　：（小学校）　961校中　494校　（中学校）　446校中　247校  （義務教育学校）　10校中　7校 |
| （２）教育を受ける　③後期中等教育の充実 | |  |
| 〇高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課）  　受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。 |  | ○受験に際し、学力検査時間延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮を行いました。  ≪府立高等学校における実績（令和6年度選抜）延べ人数≫  ・点字による受験及び時間延長　　　特別1人、一般2人  ・学力検査時間の延長（点字受験を除く）　　特別3人、一般9人  ・代筆解答　　特別0人、一般0人  ・介助者の配置　　特別7人、一般17人  ・自己申告書の代筆　　特別1人、一般2人  ・英語リスニングテストの筆答代替　　特別0人、一般14人  ・拡大用紙の使用　　特別8人、一般13人 |
| 〇高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備（高等学校課、施設財務課）  　高等学校において、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図り、学校と相談支援機関等とが連携し、地域での課題と学校での課題、支援方針を共有して障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を確保します。  また、このカードの内容と中学校からの「個別の教育支援計画」を基にして、「個別の教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。  　さらに、高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。 | 目標値（令和４年度）  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別の教育支援計画」の作成 | ○全ての府立高校で入学時に生徒の状況やニーズを把握するための「高校生活支援カード」の取組みを行いました。  ○高等学校では、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」等を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図りました。  【令和5年度実績】  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校の「個別の教育支援計画」作成率　：　100％  ○高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置などのバリアフリー化に努めました。  ・エレベーター：6校の設置工事を実施（平成30年度～令和5年度）  ・手摺り、スロープ設置工事を実施：７校の設置工事を実施（平成30年度～令和5年度） |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  令和元年度実績（令和元年７月５日実施）  小中学校105名、高校16名、市町村教育委員会９名  計130名参加 | ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。  ・令和5年度実績（令和5年12月19日～令和6年１月26日オンデマンド開催）  「こころの健康について考えよう」  　　小学校285名、中学校149名、高校53名、支援学校32名、市町村教育委員会指導主事48名　計567名参加  ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員、市町村教育委員会指  導主事を対象に、「小・中学校人権教育研修」を、府立学校教職員を対象に「府立学校人権教育研修」をそれぞれ実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府内公立学校からの実践発表を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。  ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。  ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題－子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－」を実施し、障がい理解に関する内容や指導・支援の在り方に関する内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ」教育についての研修を実施しました。  ○府立学校及び市町村立学校等を対象に「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催しました。 |
| 〇高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課）  精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。 |  | ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○支援教育コーディネーターを対象にした研修の実施し、各障がい特性を踏まえた指導・支援の在り方に関する講義・演習を行いました。 |
| 〇障がいのある生徒の高校生活の支援（高等学校課）  　高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、エキスパート支援員として全校に配置している臨床心理士等が、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行うとともに、学校生活支援員の配置に努めます。 |  | ○全ての府立高校に臨床心理士もしくは公認心理師を配置を配置するとともに、要望のある全ての府立高校に対して、学校生活支援員（学習支援員・介助員）を配置しました。 |
| 〇医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課)  　府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。 | 目標値  府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する | ○医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送ることができるよう、看護師配置に努め必要な医療器具等の措置を行いました。  【令和5年度実績】  府立高校への看護師配置　：６校18人 |
| 〇高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進（支援教育課）  　知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みの一つである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入等を推進します。 | 目標値  知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の充実等を図る | ○知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室を、引き続き府立高校に設置し、知的障がいのある生徒がともに学ぶ取組みを推進しました。  （参考）  ・自立支援推進校　府立11校  ・共生推進校　府立10校 |
| 〇高等学校における支援教育力の充実（支援教育課）  　自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府立高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。 |  | ○自立支援推進校等から4校を「支援教育サポート校」に指定し、府立高校および府内私立高校からの要請に応じ、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制づくり等に関する相談対応や、教材提供などの支援を実施しました。  【令和5年度実績】  ・相談対応件数：31校65件  ・支援教育サポート校担当教員による講演・研修講師・公開授業・研究授業の実施：27件  ・地域ごとの支援教育コーディネーター連絡会：9回  　　※支援教育サポート校（4校）…柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校 |
| 〇高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実（高等学校課）  　障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。 |  | ○高等学校では、障がいの状況に応じて各学校で進路指導の充実に向けた取組みを進めました。  ○府立高校を対象に「発達障がいのある生徒の進路研修会」を実施しました。 |
| （２）教育を受ける　④大阪府立支援学校の充実 | |  |
| 〇支援学校の教育環境の充実（支援教育課）  　知的障がいのある児童生徒の教育環境に関する基本方針に基づき、取組みを進めます。 |  | ○もと西淀川高校を活用した府立出来島支援学校の整備について、令和6年4月の開校に向けて工事を実施し、同年2月に竣工しました。  ○府立生野支援学校の移転整備に係る基本設計を行うとともに、豊能地域と大阪市北東部において、それぞれ豊中市立第七中学校、府立茨田高校を活用した新たな知的障がい支援学校の整備に向け、基本計画を策定しました。 |
| 〇支援学校の通学対策の充実（支援教育課）  　支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。 | 目標値（令和８年度）  片道の通学バスの乗車時間を60分以内とする | ○片道の乗車時間が60分を超える通学バス乗車人数は前年度と比べ26人増加しています。  （令和4年度）  通学バス利用者6,863人　通学バス340台  片道の乗車時間が60分を超える通学バス乗車人数159人　全体の約2.3％  （令和5年度）  通学バス利用者7,014人　通学バス344台  片道の乗車時間が60分を超える通学バス乗車人数185人　全体の約2.6％ |
| 〇医療的ケア児への通学支援の充実（支援教育課）  府立支援学校において、通学途上で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障等を図ります。 |  | 〇令和2年9月から府立学校医療的ケア通学支援事業を本格実施し、令和5年度は、府立学校において、116人が本事業を利用し、利用者数は令和4年度に比して、24人増加しました。 |
| 〇支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課）  本人・保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の保健・医療・福祉等の関係機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、きめ細かな教育を行います。このほか、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒の共同学習等を推進します。 | 目標値（令和８年度）  小中学校から支援学校への引継率 100％ | 〇5月に実施した支援教育担当指導主事会にて、市町村教育委員会に対し、令和4年度の引継ぎ状況を共有するとともに引継ぎ率向上のために個別の教育支援計画の作成・活用にあたっては、所管の学校園から保護者に丁寧に説明することを依頼しました。  〇「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」整備状況調査を7月に実施し、引継ぎ状況を把握しました。  〇9月に実施したリーディングスタッフ実践協議会で、府立支援学校へ入学する児童生徒の学部別の引継ぎ率データについて情報提供しました。  【府立支援学校に入学する児童・生徒の「個別の教育支援計画」等の引継ぎを行っている割合】  （令和5年度）  就学前施設から小学部1年生：80.9%  小学校から中学部1年生：90.0%  中学校から高等部1年生：94.6%    ○令和5年度の「大阪府障がい児理解推進事業連絡協議会」において、交流及び共同学習の実践報告を行いました。また課題等について協議を行い、交流及び共同学習の推進を図りました。  ・令和3年度 交流及び共同学習（学校間交流）　交流学校園数：193校　交流回数：287回  ・令和4年度 交流及び共同学習（学校間交流）　交流学校園数：217校　交流回数：406回  ・令和5年度 交流及び共同学習（学校間交流）　交流学校園数：298校　交流回数：528回 |
| 〇支援学校の自立活動等の充実（支援教育課）  病院併設校を除く全ての府立支援学校に福祉医療関係人材（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図ります。 |  | ○病院併設校を除く全府立支援学校に福祉医療関係人材（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等）を特別非常勤講師として配置し、自立活動の充実を図りました。 |
| （２）教育を受ける　⑤就労・自立に向けた教育の充実 | |  |
| 〇支援学校の就労支援の充実（支援教育課）  　事業連携協定を締結している企業との連携を深め、就職希望者の増加や早期からのキャリア教育に取り組み、支援学校の就労支援の充実を図ります。  　他部局や企業等との連携を図り、農業などの新しい分野での雇用に取り組みます。 | 目標値（令和４年度）  府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率35％ | ○早期からのキャリア教育をめざし、企業や地域産業との連携のもと、中学部段階で職場体験実習を実施しました。  ○令和4年度の府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率は府の調査において27.6%です。（令和3年度卒業生27.2%）  ○令和4年度の府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率は府の調査において96.3%です。（令和3年度卒業生95.5%） |
| 〇就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課）  　支援学校におけるキャリア教育を推進し、就職者の職場定着を支援するため、「キャリア教育支援体制強化事業」をより一層推進します。  　また、知的障がい支援学校２校をモデル校に指定して「キャリア教育支援アドバイザー（企業・大学教員等）」を定期的に派遣し、早期からのキャリア教育の充実・強化をめざし、教育課程の見直しや授業力向上のための指導助言を行います。  　また、生徒の就労意欲の向上と保護者の障がい者雇用の理解啓発促進を実現するために、関係機関との情報ネットワーク構築支援を行い、キャリア教育支援体制の強化を図ります。  　併せて、教育と福祉、労働機関等が連携し、就労支援に向けて技能検定や就職合同セミナーを開催するとともに、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援に取り組みます。 | 目標値（令和４年度）  キャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施 | ○令和5年度の府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率は府の調査において96.5%です。（令和4年度卒業生96.1%）  ○府立支援学校各校においては、令和４年度時点で作成を進めている学校を含め、概ね全校においてキャリア  教育マトリックスを作成しており、これを基に、校内で児童生徒等への授業改善を図っています。また、個別の教育支援計画等と連携させることで、中長期に渡る児童生徒等への支援の在り方について福祉機関や企業等の関係機関とも共有を図っています。  ○国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」を活用し、令和2年度からは「キャリア教育支援体制強化事業」を実施し、モデル校において就労支援の充実を図るとともに、全府立支援学校へ情報発信を行ってきました。令和4年度には、この3年間の取組み、成果を報告書として取りまとめ、ホームページにて公表し、モデル校のノウハウを全府立支援学校で共有しました。 |
| （２）教育を受ける　⑥個別の教育支援計画等の充実 | |  |
| 〇支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課）  　「ともに学び・育つ」学校づくり支援事業で作成する「支援教育ハンドブック」を活用し、障がい種別に応じた自立活動の充実を図るとともに、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級の設置を促進します。  　福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進します。 |  | ○障がいの状況に応じた自立活動を中心に、具体的な指導方法や評価のあり方等について取りまとめた「自立活動ハンドブック（小・中学校版）」を活用し、通級指導担当教員研修や新任校長・教頭研修等において自立活動の在り方等について周知を図りました。  ○福祉・保健・医療等と連携した「個別の教育支援計画」の効果的な活用事例を収集し、実践報告会等で広く周知することを通して「個別の教育支援計画」のより一層の活用を促進しました。  令和5年度：オンデマンド配信により実施 |
| （２）教育を受ける　⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮 | |  |
| 〇支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課）  　支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。 |  | ○各府立支援学校（44校1分校）に配置されたリーディングスタッフが地域の小・中学校等からの要請に応じて訪問相談等の地域支援を行いました。  ○「府域における支援教育力の向上に関する有識者会議」を1回開催し、支援学校のセンター的機能のさらなる発揮にむけ、校内体制の充実の方策等について検討しました。 |
| （２）教育を受ける　⑧高等教育の充実 | |  |
| 〇大阪公立大学における障がいのある学生への支援等（副首都推進局公立大学法人担当）  　障がいのある学生の修学上の合理的配慮を適切に提供できるよう支援体制の整備と強化を行います。  また、障がいのある学生への支援に向けて、外部講師を招聘した教職員研修を実施するなど、障がい学生支援への理解促進や意識啓発に取り組みます。 | 目標値  支援申請のあった学生への支援率100％の維持 | ○大阪公立大学として障がいのある学生の修学上の合理的配慮を提供できるように、前年度に設置したアクセシビリティ支援委員会の運営により、障がい学生の支援体制の安定化を図りました。  ○「障がいのある学生の修学上の合理的配慮検討会議」を随時開催し、支援申請のあったすべての学生に対して修学上の合理的配慮を提供支援し、支援率100％を維持しました。  ○本学教員を講師として、教職員研修「大阪公立大学における障がい学生支援を考える」を12月に実施し学内事例を学ぶ等、支援等に関する啓発活動を行いました。 |
| ○発達障がいの学生への支援（地域生活支援課）  支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施します。  　発達障がいの特性により就職の場面でつまずくケースが見られるため、就労支援機関と大学との連携を図る場の提供を検討します。 |  | ○大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）が開催する公開講座において支援者等に対する啓発活動を実施しました。 |
| （２）教育を受ける　⑨インクルーシブ教育の推進 | |  |
| 〇障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課）  　私立幼稚園等における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園等に対し助成します。 |  | ○私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児への特別な配慮を行っている私立幼稚園等に対し、補助金を交付しました。 |
| 〇高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課）  　受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。 |  | ○受験に際し、学力検査時間延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮を行いました。  ≪府立高等学校における実績（令和6年度選抜）延べ人数≫  ・点字による受験及び時間延長　　　特別1人、一般2人  ・学力検査時間の延長（点字受験を除く）　　特別3人、一般9人  ・代筆解答　　特別0人、一般0人  ・介助者の配置　　特別7人、一般17人  ・自己申告書の代筆　　特別1人、一般2人  ・英語リスニングテストの筆答代替　　特別0人、一般14人  ・拡大用紙の使用　　特別8人、一般13人 |
| 〇幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課）  幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解の下、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に引き続き取り組むとともに、障がい児教育等に関わる保育士や教員等が抱える悩みや課題をケアし、サポートしていきます。  また、幼稚園新規採用教員研修・幼稚園10年経験者研修・幼児教育アドバイザー育成研修等において、インクルーシブ教育についての内容を継続して実施します。 |  | 〇令和5年9月30日～令和5年12月31日までの期間で「保育所等障がい児保育担当保育士等研修」を動画配信形式で行いました。（視聴回数517回）  ○「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、私立幼稚園等あてに資料の配付を行うとともに、質問への対応を行い、理解を深める取組を行いました。  ○幼稚園新規採用教員研修において、「支援教育」「人権」についての研修を実施しました。  ○幼稚園10年経験者研修において、「支援教育・人権教育の観点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。  ○幼児教育アドバイザー育成研修において、「支援教育・人権教育の視点を踏まえた子ども理解」の研修を実施しました。  ○幼児教育人権研修において、障がい理解についての講義、実践発表等を行いました。 |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  　小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じてインクルーシブ教育への理解や障がい理解を深められるよう、教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  令和元年度実績（令和元年７月５日実施）  小中学校105名、高校16名、市町村教育委員会９名  計130名参加 | ○教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、「小・中・高等学校等障がい理解教育研修会」を実施しました。  ・令和5年度実績（令和5年12月19日～令和6年１月26日オンデマンド開催）  「こころの健康について考えよう」  小学校285名、中学校149名、高校53名、支援学校32名、市町村教育委員会指導主事48名  計567名参加  ○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、府立学校教職員を対象に「府立学校人権教育研修」をそれぞれ実施しました。障がい者をめぐる現状と課題及び学校づくりについての講義や講演、府立高等学校からの実践発表を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めました。  ○共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施しました。  ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校初任者研修において、「支援教育の現状と課題－子どもを理解する方法とその指導・支援の在り方について－」を実施し、障がい理解に関する内容や指導・支援の在り方に関する内容の講義・演習を行いました。  ○小・中・高等学校10 年経験者研修において、「ともに学び、ともに育つ」教育についての研修を実施しました。  ○府立学校及び市町村立学校等を対象に「高等学校における支援教育推進フォーラム」を開催しました。 |
| 〇高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課）  　精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。 |  | ○障がい種別（Ａ　視覚障がい、Ｂ　聴覚障がい、Ｃ　知的障がい、Ｄ　肢体不自由、Ｅ　病弱、Ｆ　発達障がい）に支援教育実践研修を実施し、各障がいの特性について理解を深める内容の講義・演習を行いました。  ○支援教育コーディネーターを対象にした研修を実施し、各障がい特性を踏まえた指導・支援の在り方に関する講義・演習を行いました。 |
| 〇高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進（支援教育課）  　知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校等について、これまでの成果と課題を踏まえ、高等学校における知的障がいのある生徒のさらなる受入れ等を推進します。 | 目標値  知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みである自立支援推進校・共生推進校等の充実等を図る | ○知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室を、引き続き府立高校に設置し、知的障がいのある生徒がともに学ぶ取組みを推進しました。  （参考）  ・自立支援推進校　府立11校  ・共生推進校　府立10校 |
| 〇高等学校における支援教育力の充実（支援教育課）  　自立支援推進校等のノウハウを共有・活用することなどにより、府内高校や府内私立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導など支援教育力の一層の充実を図ります。 |  | ○自立支援推進校等から4校を「支援教育サポート校」に指定し、府立高校および府内私立高校からの要請に応じ、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制づくり等に関する相談対応や、教材提供などの支援を実施しました。  【令和5年度実績】  ・相談対応件数：31校65件  ・支援教育サポート校担当教員による講演・研修講師・公開授業・研究授業の実施：27件  ・地域ごとの支援教育コーディネーター連絡会：9回  　　※支援教育サポート校（4校）…柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校 |
| 〇支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課）  　支援学校のセンター的機能について、地域小中学校等への相談支援等をはじめ、就学前の早期把握・早期支援から、卒業後の進路を見据えた関係機関との連携など、一層の充実を図ります。 |  | ○各府立支援学校（44校1分校）に配置されたリーディングスタッフが地域の小・中学校等からの要請に応じて訪問相談等の地域支援を行いました。  ○「府域における支援教育力の向上に関する有識者会議」を１回開催し、支援学校のセンター的機能のさらなる発揮にむけ、校内体制の充実の方策等について検討しました。 |
| 〇福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課）  　地域における安全・安心な医療的ケア実施体制の構築に向け、市町村に対する支援を行います。  　府立学校において、通学途中で医療的ケアが必要なために通学バスを利用できない等の理由により通学が困難な児童生徒の学習機会の保障を図ります。  　また、府立高校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置や医療機関との連携、緊急時の対応などの校内体制の充実を図ります。 | 目標値  府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する | ○地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に「医療的ケア連絡会」を実施し、各市町村における取組みの好事例の発信や医療的ケア実施体制の構築に向けた協議や情報共有を行いました。  ○学校看護師の安定的確保や教育環境の充実に資するため、「市町村医療的ケア等実施体制サポート事業」を実施しました。大阪府看護協会と連携し、学校看護師を対象とした医療講習会や、学校看護師の魅力の普及や啓発のため、教職員・求職中の看護師等を対象に実践報告会を開催しました。  医療講習会　参加者数　令和5年度：88名  実践報告会　参加者数　令和5年度オンデマンド配信  （箕面市教育委員会や箕面市立中小学校の取組みについて発信）  ○小中学校における安全・安心な医療的ケア実施体制構築を促進するため、大阪小児科医会と連携し、市町村の要請に基づいて医療的ケアに造詣の深い医師等の専門家を派遣する「市町村医療的ケア実施体制構築に係る専門家派遣」を実施しました。  派遣回数　令和5年度：7市7校  〇医療的ケアが必要な児童生徒の転入学に伴う施設整備や指導充実のための外部人材の活用、医療的ケア等の障がいのある児童生徒のために通学支援を行う市町村教育委員会に対して、その経費の一部を補助しました。  令和5年度補助事業活用市町村　実施体制整備：2市、外部人材活用：27市町　市町村通学支援：16市町  ○令和2年9月から府立学校医療的ケア通学支援事業を本格実施し、令和5年度は、府立学校において、116人が本事業を利用し、利用者数は令和4年度に比して、24人増加しました。 |
| （３）地域で学ぶ | |  |
| 〇障がい者の学習機会の充実（地域教育振興課）  　大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。  　特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人とない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。  　また、地域活動の核となる人材（PTAの役員等）に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。  　ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。 |  | ○障がい者の学習活動の支援に向けた人材を養成するため、研修として、大阪府及び市町村社会教育関係者並びに地域活動の核となる人材等を対象に、「人権教育セミナー」及び「人権教育地区別セミナー（兼地区別PTA指導者セミナー）」を実施しました。どちらのセミナーにおいてもワークショップ形式を取り入れ、学びを深め、気付きを実践につなげられるよう促進しました。 |
| 〇府立図書館や少年自然の家の充実（地域教育振興課）  　府立図書館や少年自然の家において、誰もが利用しやすい施設となるよう、点字ブロックの敷設や段差の解消など施設機能の充実に努めます。  また、障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業、市町村図書館職員向けの障がいの理解に関する研修の実施など、障がい者や障がいに対する理解を促進する取組みを引き続き実施します。  さらに、視覚障がい者によるピアサポートの実施、Ｗｅｂサイトのユニバーサルデザイン化の推進、インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進、障がい者にとって図書館利用に役立つＩCＴ活用相談を実施、対面朗読（遠隔コミュニケーションアプリを使用して来館困難な利用者にも対応）や墨字図書・録音図書の郵送貸出、視覚障がい者のための墨字図書新着案内（点字版・録音版）等による学習図書情報の提供、大活字本・マルチメディアDAISYの収集・提供、聴覚障がい者のための字幕及び手話入りDVD等の収集・提供やＬＬブックの充実など、誰もが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。 |  | ○府立中央図書館の取組み・達成状況  ・障がいの理解に関する、職員及び市町村図書館職員向け研修の実施  大阪公共図書館協会からの依頼を受け、毎年障がい者サービス基本研修および実務研修を実施しています。  また令和5年度は、大阪府図書館司書セミナーにおいて、図書館と地域包括支援センターの連携による認知症にやさしい取組みをテーマとした研修を、公立図書館と学校との合同研修においては、ICT機器による学びの支援に関する研修を実施し、前者はリアルタイム配信、後者は録画配信も行いました。  令和2年度から実施している録画配信による障がい者接遇研修を令和5年度も継続して実施しました。  ・視覚障がい者によるピアサポートの実施、Ｗｅｂサイトのユニバーサルデザイン化の推進、インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進、障がい者にとって図書館利用に役立つＩCＴ活用相談を実施しました。  ・対面朗読（遠隔コミュニケーションアプリを使用したオンラインによる対面朗読も実施して来館困難な利用者にも対応）や墨字図書・録音図書の郵送貸出、視覚障がい者のための墨字図書新着案内（点字版・録音版）等による学習図書情報の提供、大活字本・マルチメディアDAISYの収集・提供、聴覚障がい者のための字幕及び手話入りDVD等の収集・提供やＬＬブックの充実など、誰もが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図りました。  ○府立少年自然の家においては、打ち合わせ等を十分に行い、障がいのある子どもが安心して自然体験活動を学べるよう支援体制を整え、事業を実施しています。特に学校などで軽度の発達障がいを持った子どもの保護者が、見守りで施設に宿泊するなどの対応を行いました。また、階段を使わずに入室できるフロアの割り当てや、障がい者用の浴槽に介護用風呂椅子を常備するなど、柔軟な対応ができるよう施設機能の充実や環境を整えています。 |
| 〇学校におけるＩCＴ教育の充実（支援教育課）  　様々な学習場面でのICT機器活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実に努めます。  　また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒のICT活用技術の向上に取り組みます。 | 目標値（令和８年度）  支援学校の教員の授業でのICTの活用率100％ | ○さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育ができるよう、情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実に努めました。  令和5年度　支援学校の教員の授業でのICT活用率　81.3%  （令和4年度　支援学校の教員の授業でのICT活用率　81.1%）  ○関係機関等と連携し、府立支援学校における先進的なＩＣＴの活用事例を他の支援学校等に発信することで、支援学校の教員のICT活用能力の向上に努めるとともに、企業等に対する啓発を行うことで、支援学校におけるＩＣＴ活用のさらなる充実に繋げる場を設定しました。 |
| 〇学習情報の提供及び教材の整備（地域教育振興課）  　大阪府視聴覚ライブラリーに配置している字幕付き視聴覚教材について、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。 |  | ○府内の学校や社会教育関係団体、企業等に対し、研修や上映会に使用できる視聴覚教材の貸出を行いました。また、字幕付き視聴覚教材映画DVDを追加購入し、視聴覚教材の充実を図りました。 |
| 〇生涯学習関連施策一覧の作成・公表（文化課）  　生涯学習事業の円滑な推進を図るため、大阪府が実施している生涯学習関連施策事業の一覧を毎年度作成し、公表します。 |  | ○大阪府が実施している各部局の生涯学習関連事業の一覧を毎年度作成し、府民向けホームページで公表しています。また、令和2年度からは、府内市町村の生涯学習関連リンク集を掲載し、地域における生涯学習活動の促進を図っています。 |
| ○障がい者の学校卒業後の学びの場の公表（自立支援課）  　障がい者の学校卒業後の選択肢の一つとして、将来の自立した生活に向けた対人関係やコミュニケーション力などを学ぶことができる、府内の障がい者福祉サービス等を活用した学びの場の周知に努める。 |  | 〇府立支援学校への周知  ・府立支援学校校長会にて説明及びホームページの周知。  ・府立支援学校（知的障がい）の高等部3年生へチラシを配付。  ・支援学校等進路ブロック会議にて周知 |